

藤枝市農業高温対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内農業者の熱中症対策及び農作物の高温対策を図るため、熱中症対策事業及び農作物高温対策事業を行う農業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 認定農業者、認定新規就農者、販売農家をいう。
- (2) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けている者をいう。
- (3) 認定新規就農者 基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けている者をいう。
- (4) 販売農家 農産物販売金額が年間50万円以上の農業経営体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所（法人にあつては、所在地）を有する農業者（熱中症対策事業を行う者のうち、藤枝市中小企業等熱中症対策事業費補助金交付要綱（令和8年藤枝市告示第65-26号）第3条第1項に規定する補助対象者を除く）とする。

2 前項の規定にかかわらず、熱中症対策事業に係る補助金について、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者は、当該交付を受けた年度の次の年度は、補助の対象としない。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助対象経費及び補助額は、別表に定める。

2 補助対象経費について、この要綱による補助金以外の国、静岡県、藤枝市からの補助金その他の金銭の交付を受けているときは、その交付の対象となった経費を控除した額とする。

3 補助金の交付の回数は、1年度につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期間内に、次に掲げる

書類を添えて、事業着手前に補助金交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の根拠となる資料
- (2) 導入する設備等の詳細がわかる資料
- (3) 認定農業者、認定新規就農者以外は、交付申請を行う前年分の農産物販売金額が確認できる書類（法人の場合は交付申請を行う直近の決算月に係る事業年度の決算書）
- (4) その他市長が必要と認める書類
（交付の承認）

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

（交付の条件）

第7条 交付の決定に際しては、次に掲げる事項を条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。ただし、導入予定設備等の変更がなく、交付決定額の20パーセント以内の軽微な変更については、この限りではない。
- (2) 事業を中止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意義務をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 導入する設備等については、藤枝市内で使用すること。
（変更（中止）承認）

第8条 補助事業者は、補助事業の変更（中止）承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて変更（中止）承認申請書（第3号様式）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更承認を受けようとする場合、補助対象経費の根拠となる資料
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業の変更（中止）承認申請があった場合は、内容を審査し、変更の承認をするときは、変更（中止）承認書（第4号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、補助対象事業を完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度末のいずれか早い日までに実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 支出を証する書類の写し
- (2) 補助事業を実施した状況がわかる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであったかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めたときは、補助金交付確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（請求）

第11条 補助対象者は、前条の通知を受領した日から起算して14日を経過した日までに請求書（第7号様式）を提出しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

事業	補助対象経費	補助率・額	補助限度額
熱中症対策事業	熱中症対策に寄与するファン付き作業服、冷却機能作業服、空調服、冷却ベルト、ファン付ヘルメット、防暑タレの購入に係る経費（消費税及び地方消費税を除く。）であって、市内の業者との契約に係るものに限る。	補助対象経費の3分の1以内の額	5万円
農作物高温対策事業	<p>高温による農作物被害への対策を図るために必要な設備等の導入に係る経費（消費税及び地方消費税を除く。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 灌水資材（灌水チューブ、スプリンクラー等） 2 換気・空気冷却資材（循環扇、細霧冷房等） 3 遮光・遮熱資材（遮光カーテン、遮光・遮熱塗布剤等） 	補助対象経費の3分の1以内の額	20万円

第 1 号様式(第 5 条関係)

藤枝市農業高温対策事業費補助金交付申請書

年 月 日

藤枝市長 宛

住 所

申請者 氏名又は名称

電 話

藤枝市農業高温対策事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円 (1,000 円未満切捨て)

2 事業の内容

実施事業	(熱中症対策事業・農作物高温対策事業)
導入する設備等	
事業の目的	
事業の概要	
使用者または設置場所等	
補助対象経費(税抜き)	
事業完了予定年月日	年 月 日

3 関係書類

- (1) 補助対象経費の根拠となる資料(見積書の写し等)
- (2) 導入する設備等の詳細がわかる資料(カタログ等)
- (3) 認定農業者、認定新規就農者以外は、交付申請を行う前年分の農産物販売金額が確認できる書類(法人の場合は交付申請を行う直近の決算月に係る事業年度の決算書)
- (4) その他市長が必要と認める書類

第 2 号様式(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

藤枝市長 印

藤枝市農業高温対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった藤枝市農業高温対策事業費補助金交付申請について、次のとおり決定したので、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の条件

藤枝市農業高温対策事業費補助金交付要綱及び藤枝市補助金交付規則を遵守すること。

第3号様式(第8条関係)

藤枝市農業高温対策事業変更(中止)承認申請書

年 月 日

藤枝市長 宛

住 所

申請者 氏名又は名称

電 話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた
藤枝市農業高温対策事業を下記のとおり変更(中止)したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 変更(中止)の理由

2 変更(中止)の内容

3 補助金額の変更

(1) 変更後 円

(2) 変更前 円

(3) 差引額 円

4 関係書類

(1) 変更承認を受けようとする場合、補助対象経費の根拠となる資料
(見積書の写し等)

(2) その他市長が必要と認める書類

第 4 号様式(第 8 条関係)

第 号
年 月 日

様

藤枝市長

藤枝市農業高温対策事業費補助金交付変更（中止）承認書

年 月 日付けで変更（中止）承認申請のあった藤枝市農業高温
対策事業費補助金の変更（中止）について、次のとおり承認します。

1 承認の内容

2 補助金額の変更

- | | |
|---------|---|
| (1) 変更後 | 円 |
| (2) 変更前 | 円 |
| (3) 差引額 | 円 |

実績報告書

年 月 日

藤枝市長 宛

住 所

申請者 氏名又は名称

電 話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた
事業について、下記のとおり事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 実施内容

実施事業	(熱中症対策事業・農作物高温対策事業)
導入した設備等	
事業の目的	
事業の概要	
使用者または設置場所等	
補助対象経費(税抜き)	
事業完了年月日	年 月 日

2 関係書類

- (1) 支出を証する書類の写し(領収書等)
- (2) 補助事業を実施した状況がわかる書類(写真等)
- (3) その他市長が必要と認める書類

第 6 号様式(第 1 0 条関係)

第 号
年 月 日

様

藤枝市長

藤枝市農業高温対策事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった藤枝市農業高温対策事業費補助金について、次のとおり確定します。

交付確定額 円

(交付決定額 円)

第 7 号様式(第 1 1 条関係)

請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定
を受けた藤枝市農業高温対策事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

藤枝市長 宛

住 所

申請者 名 称 (法人の場合)

氏名又は代表者名

印

振込先

金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

フリガナ
口座名義